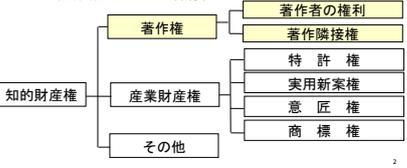
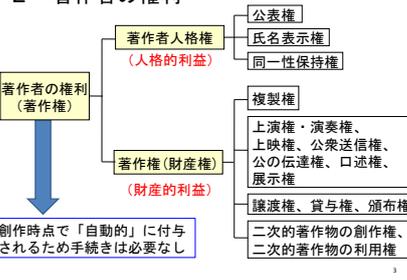


<p>ス ラ イ ド 1</p>	<p style="text-align: center;">学校における著作権</p> <p style="text-align: center;">愛媛県総合教育センター 教育開発部 情報教育室</p>	<p>(事前に「演習問題」と「解答編」を人数分印刷し、「演習問題」は研修前に配布しておく。)</p> <p>本日は「学校における著作権」について研修します。</p> <p>●</p>
<p>ス ラ イ ド 2</p>	<p>1 著作権</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文化的な創作物を創り出した人に対して付与される権利</li> <li>誰もが絶対に侵害してはならない権利</li> <li>「権利の保護」「文化の発展」を目的として著作権法により保護</li> </ul> 	<p>著作権とは、文化的な創作物を作り出した人に対して付与される権利で、誰もが絶対に侵害してはならない権利です。「権利の保護」「文化の発展」を目的として著作権法により保護される、知的財産権の一つです。</p> <p>●</p>
<p>ス ラ イ ド 3</p>	<p>2 著作者の権利</p> 	<p>著作物を創った者（著作者）の権利には、著作者の人格的利益を保護する「著作者人格権」と財産的利益を保護する「著作権(財産権)」があります。</p> <p>● 著作者の権利は、著作物を創作した時点で「自動的」に付与されるため、手続きの必要はありません。</p> <p>●</p>

<p>ス ラ イ ド 4</p>	<p><b>著作者人格権</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権利の譲渡や相続はできない。</li> <li>・ 著作者の生存している期間が保護期間である。</li> <li>・ 著作者の死後も、原則として権利の侵害となる行為をしてはならない。</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>公表権</td> <td>・ 無断で著作物を公表されない権利</td> </tr> <tr> <td>氏名表示権</td> <td>・ 名前の表示を求める権利</td> </tr> <tr> <td>同一性保持権</td> <td>・ 無断で著作物を改変されない権利</td> </tr> </table>	公表権	・ 無断で著作物を公表されない権利	氏名表示権	・ 名前の表示を求める権利	同一性保持権	・ 無断で著作物を改変されない権利	<p>著作者人格権は、権利の譲渡や相続はできません。著作者の生存している期間が保護期間です。ただし、著作者の死後も、原則として権利の侵害となる行為をしてはなりません。</p> <p>● 著作者人格権には、公表権・氏名表示権・同一性保持権の3つがあります。</p> <p>●</p>						
公表権	・ 無断で著作物を公表されない権利													
氏名表示権	・ 名前の表示を求める権利													
同一性保持権	・ 無断で著作物を改変されない権利													
<p>ス ラ イ ド 5</p>	<p><b>著作権（財産権）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権利の譲渡や相続はできる。</li> <li>・ 著作者の「生存している期間」＋「死後50年間」が保護期間となる。</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>複製権</td> <td>・ 無断で複製（コピー）されない権利</td> </tr> <tr> <td>上演権 演奏権</td> <td>・ 無断で公衆に上演、演奏されない権利</td> </tr> <tr> <td>上映権</td> <td>・ 無断で公衆に上映されない権利</td> </tr> <tr> <td>公衆送信権</td> <td>・ 無断で公衆に送信されない権利</td> </tr> <tr> <td>公の伝達権</td> <td>・ 無断で受信機による公の伝達をされない権利</td> </tr> </table>	複製権	・ 無断で複製（コピー）されない権利	上演権 演奏権	・ 無断で公衆に上演、演奏されない権利	上映権	・ 無断で公衆に上映されない権利	公衆送信権	・ 無断で公衆に送信されない権利	公の伝達権	・ 無断で受信機による公の伝達をされない権利	<p>著作権（財産権）は、権利の譲渡や相続ができます。著作者の「生存している期間」プラス「死後50年間」が保護期間となります。</p> <p>● これらの権利は、著作者の財産的利益を保護するため、無断で著作物を利用することを禁止する権利です。</p> <p>●</p>		
複製権	・ 無断で複製（コピー）されない権利													
上演権 演奏権	・ 無断で公衆に上演、演奏されない権利													
上映権	・ 無断で公衆に上映されない権利													
公衆送信権	・ 無断で公衆に送信されない権利													
公の伝達権	・ 無断で受信機による公の伝達をされない権利													
<p>ス ラ イ ド 6</p>	<p><b>著作権（財産権）</b></p> <table border="1"> <tr> <td>口述権</td> <td>・ 無断で公衆に口述されない権利</td> </tr> <tr> <td>展示権</td> <td>・ 無断で公衆に展示されない権利</td> </tr> <tr> <td>譲渡権</td> <td>・ 無断で公衆に譲渡されない権利</td> </tr> <tr> <td>貸与権</td> <td>・ 無断で公衆に貸与されない権利</td> </tr> <tr> <td>頒布権</td> <td>・ 無断で公衆に頒布されない権利</td> </tr> <tr> <td>二次的著作物の 創作権・利用権</td> <td>・ 無断で二次的著作物を創作・利用されない権利</td> </tr> </table>	口述権	・ 無断で公衆に口述されない権利	展示権	・ 無断で公衆に展示されない権利	譲渡権	・ 無断で公衆に譲渡されない権利	貸与権	・ 無断で公衆に貸与されない権利	頒布権	・ 無断で公衆に頒布されない権利	二次的著作物の 創作権・利用権	・ 無断で二次的著作物を創作・利用されない権利	<p>● 最後にある「二次的著作物」とは、著作物を翻訳、編曲、映画化などしてできた新たな著作物のことで、英語の出版物を日本語版に翻訳する場合などがこれに該当します。</p> <p>●</p>
口述権	・ 無断で公衆に口述されない権利													
展示権	・ 無断で公衆に展示されない権利													
譲渡権	・ 無断で公衆に譲渡されない権利													
貸与権	・ 無断で公衆に貸与されない権利													
頒布権	・ 無断で公衆に頒布されない権利													
二次的著作物の 創作権・利用権	・ 無断で二次的著作物を創作・利用されない権利													

<p>ス ラ イ ド 7</p>	<p>3 著作物の定義と利用方法</p> <p>思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は、音楽の範囲に属するもの (著作権法 第2条第1項1号)</p> <p>方法1 ・著作権を有する者(著作権者)から許諾を得る</p> <p>方法2 ・著作権を譲り受ける</p> <p>方法3 ・特別の場合には、著作権者の許諾を得る必要がない (例外規定が適用)</p>	<p>著作物は、著作権法において、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は、音楽の範囲に属するもの」と定義されています。例えば、児童生徒が描いた絵や作文は立派な著作物となります。</p> <p>●著作物を利用する場合には、3つの方法があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 著作権を有する者(著作権者)から許諾を得る</li> <li>2 著作権を譲り受ける</li> <li>3 特別の場合には、著作権者の許諾を得る必要がない</li> </ol> <p>学校における著作物の利用は、●方法3の特別な場合に該当し、例外規定が適用されるため、条件を満たせば著作権者の許諾を得ずに利用ができます。</p> <p>●</p>
<p>ス ラ イ ド 8</p>	<p>4 学校に関係の深い例外規定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 教育機関での複製 (第35条第1項)</li> <li>(2) 教育機関での公衆送信 (第35条第2項)</li> <li>(3) 試験問題としての複製・公衆送信 (第36条)</li> <li>(4) 引用 (第32条第1項)</li> <li>(5) 非営利・無料の場合の上演等 (第38条第1項)</li> </ol>	<p>学校に関係の深い例外規定は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 教育機関での複製</li> <li>(2) 教育機関での公衆送信</li> <li>(3) 試験問題としての複製・公衆送信</li> <li>(4) 引用</li> <li>(5) 非営利・無料の場合の上演等</li> </ol> <p>の5つがあります。それぞれの例外規定についてみていきます。</p> <p>●</p>

ス ラ イ ド 9	<p>(1) 教育機関での複製 (第35条第1項)</p> <p>教員及び児童生徒が、授業の教材として使うために他人の作品をコピーして配布する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ・ 新聞記事や小説をコピーして配布</li> <li>○ ・ TV放送を録画して視聴</li> <li>○ ・ 学校便りに新聞記事をコピーして掲載</li> <li>✕ ・ 市販の問題集から問題を集めて問題集を作り、授業で配布</li> </ul>	<p>1つ目は、教育機関での複製です。</p> <p>教員及び児童生徒が、授業の教材として使うために他人の作品をコピーして配布する場合の例外規定です。</p> <p>● 授業の中で、新聞記事や小説をコピーして配布したり、テレビ放送を録画して視聴する場合は、許諾を得る必要はありません。しかし、学校便りに新聞記事をコピーして掲載する場合や、市販の問題集から問題を集めて問題集を作り、授業で配布する場合は許諾が必要です。</p> <p>●</p>
ス ラ イ ド 10	<p>(1) 教育機関での複製 (第35条第1項)</p> <p>&lt;条件&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 営利を目的としない教育機関であること</li> <li>② 授業の担任又は児童生徒が複製すること</li> <li>③ 授業の過程における使用を目的とすること</li> <li>④ 必要と認められる限度内であること</li> <li>⑤ 既に公表されている著作物であること</li> <li>⑥ 著作権者の利益を不当に害しないこと</li> <li>⑦ 慣行があるときは「出所の明示」が必要</li> </ol>	<p>例外規定が認められる条件は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 営利を目的としない教育機関であること</li> <li>② 授業の担任又は児童生徒が複製すること</li> <li>③ 授業の過程における使用を目的とすること</li> <li>④ 必要と認められる限度内であること</li> <li>⑤ 既に公表されている著作物であること</li> <li>⑥ 著作権者の利益を不当に害しないこと</li> <li>⑦ 慣行があるときは「出所の明示」が必要</li> </ol> <p>以上の条件が満たされている必要があります。</p> <p>●</p>
ス ラ イ ド 11	<p>(2) 教育機関での公衆送信 (第35条第2項)</p> <p>「主会場」で行われている授業で教材として使われた他人の作品等を、遠隔地にある「副会場」に向け同時中継する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ・ 教員が教材としてコピーして配布した資料の送信</li> <li>○ ・ 後日改めて副会場に送信</li> <li>✕ ・ 誰でも視聴できるようにして送信</li> </ul>	<p>2つ目は、教育機関での公衆送信です。</p> <p>「主会場」で行われている授業で教材として使われた他人の作品等を、遠隔地にある「副会場」に向け同時中継する場合の例外規定です。</p> <p>● 授業の中で、教員が教材としてコピーして配布した資料を送信する場合は、許諾を得る必要はありません。しかし、後日改めて副会場に送信したり、誰でも視聴できるようにして送信する場合は、許諾を得る必要があります。</p> <p>●</p>

<p>ス ラ イ ド 12</p>	<p>(2) 教育機関での公衆送信（第35条第2項）</p> <p>&lt;条件&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 営利を目的としない教育機関であること</li> <li>② 主会場と副会場がある授業形態であること</li> <li>③ 授業を受ける者のみへの送信であること</li> <li>④ 生で中継される授業を受信地点で同時に受ける者への送信であること</li> <li>⑤ 主会場での教材として、配布、提示、上演、演奏、上映、口述されている著作物であること</li> <li>⑥ 既に公表されている著作物であること</li> <li>⑦ 著作権者の利益を不当に害しないこと</li> <li>⑧ 慣行があるときは「出所の明示」が必要</li> </ul>	<p>例外規定が認められる条件は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 営利を目的としない教育機関であること</li> <li>② 主会場と副会場がある授業形態であること</li> <li>③ 授業を受ける者のみへの送信であること</li> <li>④ 生で中継される授業を受信地点で同時に受ける者への送信であること</li> <li>⑤ 主会場での教材として、配布、提示、上演、演奏、上映、口述されている著作物であること</li> <li>⑥ 既に公表されている著作物であること</li> <li>⑦ 著作権者の利益を不当に害しないこと</li> <li>⑧ 慣行があるときは「出所の明示」が必要</li> </ul> <p>以上の条件が満たされている必要があります。</p> <p>●</p>
<p>ス ラ イ ド 13</p>	<p>(3) 試験問題としての複製・公衆送信（第36条）</p> <p>試験問題として他人の作品をコピーして配布する場合、または、試験問題をインターネットなどで送信する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小説や社説などを用いた試験問題を出題</li> <li>○ 試験問題をインターネットで送信して出題</li> <li>○ 試験終了後、ホームページに掲載し送信</li> <li>✕ 営利目的の試験問題に、新聞記事をコピーして掲載</li> </ul>	<p>3つ目は、試験問題としての複製と公衆送信です。</p> <p>試験問題として他人の作品をコピーし配布する場合、または、試験問題をインターネットなどで送信する場合の例外規定です。</p> <p>● 小説や社説などを用いた試験問題を出題したり、試験問題をインターネットで送信して出題する場合は、許諾を得る必要はありません。しかし、試験終了後にホームページに掲載する場合は許諾が必要です。営利目的の場合は、著作権者に補償金を支払う必要があります。</p> <p>●</p>

<p>ス ラ イ ド 14</p>	<p>(3) 試験問題としての複製・公衆送信 (第36条)</p> <p>&lt;条件&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 既に公表されている著作物であること</li> <li>② 試験・検定の目的上必要な限度内であること</li> <li>③ 営利目的の試験・検定の場合は著作権者に補償金を支払うこと</li> <li>④ 著作権者の利益を不当に害しないこと</li> <li>⑤ 慣行があるときは「出所の明示」が必要</li> </ul>	<p>例外規定が認められる条件は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 既に公表されている著作物であること</li> <li>② 試験・検定の目的上必要な限度内であること</li> <li>③ 営利目的の試験・検定の場合は著作権者に補償金を支払うこと</li> <li>④ 著作権者の利益を不当に害しないこと</li> <li>⑤ 慣行があるときは「出所の明示」が必要</li> </ul> <p>以上の条件が満たされている必要があります。</p> <p>●</p>
<p>ス ラ イ ド 15</p>	<p>(4) 引用 (第32条第1項)</p> <p>発表資料やレポートの中で他人の作品を「引用」して利用する場合</p> <p>○ ・自分の見解の補足として使用</p> <p>✕ ・他人の意見を自分の見解としてそのまま使用</p>	<p>4つ目は、引用です。</p> <p>発表資料やレポートの中で他人の作品を「引用」して利用する場合の例外規定です。</p> <p>●自分の見解の補足として使用する場合は、許諾を得る必要はありません。しかし、他人の意見を自分の見解としてそのまま使用する行為は、引用としては認められません。</p> <p>●</p>
<p>ス ラ イ ド 16</p>	<p>(4) 引用 (第32条第1項)</p> <p>&lt;条件&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 既に公表されている著作物であること</li> <li>② 公正な慣行に合致すること</li> <li>③ 報道、批評、研究などの引用の目的上、正当な範囲内であること</li> <li>④ 引用部分とそれ以外の部分の主従関係が明確であること</li> <li>⑤ かぎ括弧などにより引用部分が明確になっていること</li> <li>⑥ 引用を行う必然性があること</li> <li>⑦ 慣行があるときは「出所の明示」が必要</li> </ul>	<p>例外規定が認められる条件は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 既に公表されている著作物であること</li> <li>② 公正な慣行に合致すること</li> <li>③ 報道、批評、研究などの引用の目的上、正当な範囲内であること</li> <li>④ 引用部分とそれ以外の部分の主従関係が明確であること</li> <li>⑤ かぎ括弧などにより引用部分が明確になっていること</li> <li>⑥ 引用を行う必然性があること</li> <li>⑦ 慣行があるときは「出所の明示」が必要</li> </ul> <p>以上の条件が満たされている必要があります。</p> <p>●</p>

<p>ス ラ イ ド 17</p>	<p>(5) 非営利・無料の場合の上演等 (第38条第1項)</p> <p>学芸会、文化祭、部活動などで他人の作品を上演・演奏・上映・口述（朗読等）する場合</p> <p>○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市販の脚本集から選んだ劇を文化祭で発表</li> <li>・ボランティアで絵本を読み聞かせる</li> </ul> <p>×</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鑑賞料金を徴収して音楽や劇の発表会を開催</li> <li>・学芸会の練習のため、市販の脚本集をコピー</li> </ul>	<p>5つ目は、非営利・無料の場合の上演等です。学芸会、文化祭、部活動などで他人の作品を上演・演奏・上映・口述する場合の例外規定です。</p> <p>●市販の脚本集から選んだ劇を文化祭で発表したり、ボランティアで絵本を読み聞かせる場合は、許諾を得る必要はありません。しかし、鑑賞料金を徴収して音楽や劇の発表会を開催したり、学芸会の練習のため、市販の脚本集をコピーする行為は認められていません。</p> <p>●</p>
<p>ス ラ イ ド 18</p>	<p>(5) 非営利・無料の場合の上演等 (第38条第1項)</p> <p>&lt;条件&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 「上演」「演奏」「上映」「口述」のいずれかであること</li> <li>② 既に公表されている著作物であること</li> <li>③ 営利を目的としていないこと</li> <li>④ 聴衆・観衆から料金等を受けないこと</li> <li>⑤ 出演者等に報酬が支払われないこと</li> <li>⑥ 慣行があるときは「出所の明示」が必要</li> </ol>	<p>例外規定が認められる条件は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 「上演」「演奏」「上映」「口述」のいずれかであること</li> <li>② 既に公表されている著作物であること</li> <li>③ 営利を目的としていないこと</li> <li>④ 聴衆・観衆から料金等を受けないこと</li> <li>⑤ 出演者等に報酬が支払われないこと</li> <li>⑥ 慣行があるときは「出所の明示」が必要</li> </ol> <p>以上の条件が満たされている必要があります。</p> <p>●</p>
<p>ス ラ イ ド 19</p>	<p>5 自由利用マーク</p> <p>著作者が、自分の著作物を他人が使ってよい意思を表したマーク</p> <p>「プリントアウト・コピー・無料配布」OKマーク</p> <p>「障害者のための非営利目的利用」OKマーク</p> <p>「学校教育のための非営利目的利用」OKマーク</p>	<p>次に、自由利用マークについてです。</p> <p>自由利用マークとは、著作者が、自分の著作物を他人が使ってよいという意味を表したマークです。</p> <p>●このマークには、「プリントアウト・コピー・無料配布」OKマーク、「障害者のための非営利目的利用」OKマーク、「学校教育のための非営利目的利用」OKマークの3種類があります。それぞれのマークの利用範囲は次のとおりです。</p> <p>●</p>

ス  
ラ  
イ  
ド  
20

**「自由利用マーク」の利用範囲**

	利用目的	利用方法	改変・切除等
	何でもよい (無料配布であること)	プリントアウト、コピー、 無料配布	できない
	障害者のみを使うことを 目的とする場合に限る (非営利目的)	何でもよい	できる
	学校の様々な活動で使う ことを目的とする場合 に限る(非営利目的)	何でもよい	できる

**<注意点>**  
 ① 著作者の名前が表示されている時は、利用に際して記述する。  
 ② 著作者の社会的な評判や名誉を傷つける使い方をしない。<sup>20</sup>

1つ目の「プリントアウト・コピー・無料配布」OKマークは、無料配布であれば利用目的の制限はありません。利用方法は「プリントアウト」、「コピー」、「無料配布」による方法です。改変や切除等はできません。

● 2つ目の「障害者のための非営利目的利用」OKマークは、障害者のみを使うことを目的とし、非営利目的での利用です。利用方法の制限はありません。改変や切除等ができます。

● 3つ目の「学校教育のための非営利目的利用」OKマークは、学校の様々な活動で使うことを目的とし、非営利目的での利用です。授業以外での活動もOKです。利用方法の制限はありません。改変や切除等ができます。

● ただし、これらのマークを利用する場合には、次の点に注意してください。

- ① 著作者の名前が表示されている時は、利用に際して記述すること
- ② 著作者の社会的な評判や名誉を傷つける使い方をしないこと

です。

●

ス  
ラ  
イ  
ド  
21

6 文化庁が提供する学校向け著作権資料  
[http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index\\_4.html](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index_4.html)

Web教材

- ・ 初めて学ぶ著作権（小学生向け）
- ・ 楽しく学ぼうみんなの著作権（小学生向け）
- ・ マンガでわかる著作物の利用「作太郎の奮闘気」（中学生・高校生向け）
- ・ 高校生のための著作権教材（高校生向け）<sup>21</sup>

文化庁が提供する学校向けの著作権資料を紹介します。

文化庁のホームページには、著作権について児童生徒が学齢ごとに学習できるWeb教材があります。著作権についてわかりやすく学ぶことができる教材です。

●

<p>ス ラ イ ド 22</p>	<p>6 文化庁が提供する学校向け著作権資料</p> <p>検索データベース</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・著作権なるほど質問箱（著作権Q&amp;A）</li> <li>・学校における場面対応型指導事例集「著作権教育5分間の使い方」</li> <li>・誰でもできる著作権契約</li> </ul> <p>パンフレット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校における教育活動と著作権（PDF形式）</li> </ul>	<p>検索データベースには、著作権に関するQ&amp;Aや、授業での利用例をまとめた事例集があり、著作権の内容を確認したり、児童生徒への指導方法を学ぶことができます。また、学校における著作権の利用に関する例外規定をまとめたパンフレットが掲載されています。</p> <p>著作権に関して知りたいことや、著作権教育の資料を探す際には、ホームページを利用してみてください。</p> <p>●</p>										
<p>ス ラ イ ド 23</p>	<p>7 著作権に関する関係団体</p> <table border="1"> <tr> <td>著作権全般</td> <td>著作権情報センター</td> </tr> <tr> <td>コンピュータプログラム</td> <td>コンピュータソフトウェア著作権協会</td> </tr> <tr> <td>文芸</td> <td>日本文藝家協会</td> </tr> <tr> <td>脚本</td> <td>日本脚本家連盟</td> </tr> <tr> <td>実演</td> <td>実演家著作権隣接権センター</td> </tr> </table>	著作権全般	著作権情報センター	コンピュータプログラム	コンピュータソフトウェア著作権協会	文芸	日本文藝家協会	脚本	日本脚本家連盟	実演	実演家著作権隣接権センター	<p>著作権に関する関係団体です。</p> <p>利用する著作物に応じて、関係する団体が異なります。</p> <p>●</p>
著作権全般	著作権情報センター											
コンピュータプログラム	コンピュータソフトウェア著作権協会											
文芸	日本文藝家協会											
脚本	日本脚本家連盟											
実演	実演家著作権隣接権センター											
<p>ス ラ イ ド 24</p>	<p>7 著作権に関する関係団体</p> <table border="1"> <tr> <td>文献複写</td> <td>日本複製権センター</td> </tr> <tr> <td>書籍・出版</td> <td>日本書籍出版協会</td> </tr> <tr> <td>音楽・CD</td> <td>日本音楽著作権協会(JASRAC) 日本レコード協会</td> </tr> <tr> <td>放送</td> <td>日本放送協会(NHK) 日本民間放送連盟</td> </tr> <tr> <td>写真</td> <td>日本写真著作権協会</td> </tr> </table>	文献複写	日本複製権センター	書籍・出版	日本書籍出版協会	音楽・CD	日本音楽著作権協会(JASRAC) 日本レコード協会	放送	日本放送協会(NHK) 日本民間放送連盟	写真	日本写真著作権協会	<p>各団体のホームページには、著作物の利用方法や著作権に関するQ&amp;Aの情報が掲載されています。</p> <p>疑問や質問があるときは、ホームページを確認したり、問い合わせをしたりしてください。</p> <p>●</p>
文献複写	日本複製権センター											
書籍・出版	日本書籍出版協会											
音楽・CD	日本音楽著作権協会(JASRAC) 日本レコード協会											
放送	日本放送協会(NHK) 日本民間放送連盟											
写真	日本写真著作権協会											

<p>ス ラ イ ド 25</p>	<p>8 著作物の利用にあたって</p> <p>① <u>著作物を利用するときは、著作権者の了解を得ることが原則であり、教育活動という高い公共性ゆえに例外規定があることを理解しておく。</u></p> <p>② <u>著作者の作品への思いを尊重する気持ちをもつ。</u></p> <p>③ <u>他人の了解を得ることは一種の契約であり、それは社会のルールであることを理解しておく。</u></p> <p style="text-align: right;">25</p>	<p>著作物の利用にあたっては、次の点に留意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●① 著作物を利用するときは、著作権者の了解を得ることが原則であり、教育活動という高い公共性ゆえに例外規定があることを理解しておく。</li> <li>●② 著作者の作品への思いを尊重する気持ちをもつ。</li> <li>●③ 他人の了解を得ることは一種の契約であり、それは社会のルールであることを理解しておく。</li> </ul> <p>以上の点に留意しながら、教員が著作物を正しく利用する知識を身につけ、児童生徒へ著作権の重要性を正しく伝える指導をしていきましょう。</p> <p>●</p>
<p>ス ラ イ ド 26</p>	<p>9 演習問題</p> <p>質問用紙の解答欄に記入してください。</p> <p style="text-align: right;">26</p>	<p>最後に、本日の研修内容に関する演習を行います。事前に配布している用紙の質問項目に答え、解答欄に○または×を記入してください。</p> <p>(実施後、「解答編」を配布する。)</p> <p>各自の答えを確認してください。その際に事例の解説を参考にしてください。</p> <p>以上で「学校における著作権」の研修を終わります。</p> <p>●</p>
<p>ス ラ イ ド 27</p>	<p style="text-align: center;">学校における著作権</p> <p style="text-align: center;">愛媛県総合教育センター 教育開発部 情報教育室</p>	